

2020年2月19日 全10頁

金融検査マニュアル廃止後の対応

金融機関には足元・将来情報や自行特性の実務への反映が求められる

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2019年12月18日、金融庁は「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を策定した。これに併せて、同日に検査マニュアルが廃止された。
- 検査マニュアルとは金融庁の検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であるとともに、金融機関がこれを参考に方針や内部規程等を作成し、業務の健全性・適切性を確保するものであった。ただし、一律のチェックリストであること、過去の実績等を重視していること等の問題点が指摘されたことで、廃止に向けて議論が進められた。
- 廃止後は、融資に関する検査・監督については、金融機関の個性・特性に即して行うべきとされた。また、従来のように過去の実績だけでなく、対話等を通じて把握した、将来を見据えた信用リスクについても勘案するという方針が示された。
- 引当金の見積りについては、足元・将来のリスク情報も反映するとともに、内部環境や外部環境の変化等により特異な特性を持つ債権群は別にグルーピングし、その上で集約的な見積りを行う等の方針が示された。
- 金融機関としては、検査マニュアルの廃止後は、融資や引当の見積りについて、これまでの一律のチェックリストをクリアするやり方ではなく、自行の特性や外部環境、過去・足元・将来の情報をうまく実務に反映することを意識する必要がある。

0. 金融検査マニュアルが2019年12月に廃止

2019年12月18日、金融庁は「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」というディスカッションペーパー（以下、検査・監督DPと呼ぶ）を策定した。これに併せて、同日に検査マニュアルが廃止された。

1. 金融検査マニュアルの概要と廃止に至る経緯

金融検査マニュアルとは、金融庁の検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であった。単なる検査官の手引書というだけではなく、金融機関側も検査マニュアルの内容を参照しつつ、規模・特性に応じた方針、内部規程等を作成し、業務の健全性と適切性の確保を図ってきた。

もともと検査マニュアルは、バブル崩壊に伴い発生した多額の不良債権を把握し、引当に反映させるという優先的な課題に対応する形で作られたため、一律のチェックリストの形を取った。金融機関側も、例えば引当の見積り等においても、過去の貸倒実績等を基本とした債務者区分ごとの一定の計算式に基づいて行うという実務が定着した。

しかし、多額の不良債権の問題も落ち着いてくるとともに、一律のチェックリストの形を取る検査マニュアルと、それに基づく一律の検査について、問題点が指摘されるようになった。第一に、金融機関が、借手の事業内容よりも担保や保証の有無を重視するようになり、貸出先の事業内容の理解・目利き力が低下してしまったということである。第二に、金融機関が、過去の貸倒実績に基づく引当の見積り等を求める検査マニュアルに従うことで、借手の過去の実績のみに依拠し、将来の貸倒れリスクの引当への適切な反映が難しくなったことである。第三に、項目ごとにチェックリストが定められ、部分の問題にばかり集中し、金融機関の経営全体の真に重要なリスク等の検討・議論が行われづらくなったという問題も挙げられた。

こうした問題に対応すべく、検査態勢とマニュアルの見直しが行われた。2018年6月に金融庁は「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を公表し、問題点を指摘するとともに、2019年4月1日以降を目途に検査マニュアルを廃止することを示した。2019年9月10日に、検査・監督DPの案が公表され、検査マニュアル廃止後の対応が示された。2019年12月に意見募集の結果を受け、検査・監督DPが策定され、検査マニュアルは廃止された。ただし、廃止以前の実務を否定するものでないことには注意が必要である（「5. まとめ」で後述）

2. 検査・監督 DP の概要

（1）融資に関する検査・監督

検査・監督 DP（ディスカッションペーパー）では、融資に関する検査・監督について、金融機関の個性・特性に即して行うべきであるという考えを示している。ここでいう「金融機関の個性・特性」とは、以下のようなことを指す。

- ・ どのような経営環境（顧客特性、地域経済の特性、競争環境等）にあるのか
- ・ その中で何を目標しているのか（経営理念）
- ・ どのようなガバナンスや企業文化の下にあるのか
- ・ 経営理念をどのように具体的な経営戦略、経営計画、融資方針、融資実務、リスク管理、コンプライアンス態勢、自己査定・償却・引当実務として進めるのか
- ・ どのような融資・有価証券ポートフォリオを構築しているのか
- ・ どのようなビジネスからどの程度の収益を上げ、どのような財務状況となっているか

また、従来のように過去の実績だけでなく、対話等を通じて把握した将来を見据えた信用リスクについても適切に特定・評価するという方針を示した。こうした基本的な考え方にに基づき、対話・検証を行うとされた。検査・監督の進め方のイメージについて、事例とともに紹介されているが、詳しくは次章の「3. 今後の融資に関する検査・監督の進め方のイメージ」で整理する。

図表1 検査・監督 DP の概要

融資に関する検査・監督の基本的な考え方	金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮との関係	金融機関の健全性を評価する際は、各金融機関の個性・特性・実態を正確に把握するとともに、健全性上の優先課題について対話する
	金融機関の個性・特性に即した検査・監督	各金融機関の経営理念・戦略に基づく多様で実効的な内部管理体制が構築されているかや、経営理念・戦略が組織全体に浸透し、これに整合した営業推進やリスク管理が行われているかを評価する
	将来を見据えた信用リスクの特定・評価の重要性	融資ポートフォリオの信用リスクについて、償却・引当の水準の適切性だけでなく、対話等の実態把握を通じて把握した、会計上の引当や自己資本比率規制では捕捉できない信用リスクも勘案した実質的な自己資本の十分性の議論を行う
融資に関する検査・監督の進め方	金融機関の個性・特性に即した実態把握と対話	金融機関を取り巻く環境や個性・特性に即した切り口からリスクベースでの実態把握を行い、個別貸出についての対話や、融資に関する各態勢の実効性評価のための個別貸出の検証も必要に応じて行う
	今後の融資に関する検査・監督の進め方のイメージ	「3. 今後の融資に関する検査・監督の進め方のイメージ」で詳述
信用リスク情報の引当への反映	基本的な視点	・一般貸倒引当金の見積りにあたっての基本的考え方 各金融機関の経営陣は、各金融機関のポートフォリオの特性を把握・分析し、過去実績だけでなく外部や内部の環境変化などの足元や将来の情報を集散的に引当に反映する。その際、当局は金融機関の判断が経営理念・戦略と整合的であり、将来見通しに関する判断のプロセスが適切かつ合理的に行われているかを評価する。ただし、与信先の固有の事情が金融機関の経営に大きな影響を与えるような場合は、DCF法により個別に引当を見積もることで、見積りの制度が高まりうる
		・個別貸倒引当金の見積りにあたっての基本的考え方 各金融機関は個別債権の返済可能性を的確に把握した上で個別に回収不能見込額を見積り、適時に償却・引当を計上することが適切である
	一般貸倒引当金の見積りにあたっての視点 個別貸倒引当金の見積りにあたっての視点	「4. 引当金の見積りにあたっての視点」で詳述
融資に関する検査・監督に関する当局の態勢整備	当局の評価能力の向上	各金融機関の個性・特性等の把握、融資ポートフォリオの重要な信用リスクの特定・評価、経営陣の判断の適切性・合理性を担保するガバナンスや判断プロセスの評価には、当局として幅広い知見・高度な評価能力が求められるため、リスク・プロファイル、オフサイトモニタリングの充実、人材の育成・確保、情報インフラの整備、品質管理などを行う
	見積りプロセスの検証を前提とした金融機関の経営陣の判断の尊重	金融機関の見積りの公正性や検証可能性の有無等、経営陣の判断に至るプロセスの検証を行う。その上で経営陣の判断に至るプロセスが妥当である前提で、過去の貸倒実績率を下回る水準の見積りが行われた場合は、経営陣の判断を尊重した上で、事後的な検証も含め継続的にモニタリングする。経営陣の判断に至るプロセスに懸念がある場合はガバナンス・内部管理態勢の是正を求め、償却・引当の見積りについて再考を促すことも検討する
会計監査人との関係	-	当局は財務会計上に出てこないものを含め、将来の信用リスクそのものを特定・評価し、ビジネスモデルの持続可能性の議論に活かす。一方で、会計監査は予想損失を財務諸表上に正確に表現し、出資者等の有用な意思決定に資するという目的で信用リスクの特定・評価を行う。当局は信用リスクの財務会計上の償却・引当への反映において、経営陣の判断や会計監査人の専門的意見が信用リスクの特定・評価のプロセスを適切に経たものである限り、これらの判断や意見を尊重する

(出所) 金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(令和元年12月)より大和総研作成

(2) 信用リスク情報の引当への反映

検査・監督 DP では、これまで債務者区分に従って、主に過去実績を引当に反映してきた。し

かし、今後は一般貸倒引当金の見積りについては、特異なリスク特性を持つ債権群を別グループとした上で、過去実績だけでなく、外部・内部の環境変化等の足元や将来の情報を引当に反映することが考えられるとされた。また、画一的な基準ではなく、各金融機関の経営理念との整合性やプロセスの適切性を評価することとされた。個別貸倒引当金の見積りについては、個々のリスク特性が異なるものと考えられることから、個別に回収不能見込額を見積り、適時に償却・引当を計上することが適切であると示された。なお、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の見積りにあたっての視点については、「4. 引当金の見積りにあたっての視点」で詳述する。

(3) 当局の態勢整備

新しい融資に関する検査・監督は、各金融機関の個性・特性に即したものになるため、当局には幅広い知見や高度な評価能力が求められる。当局は以下のような対応を行うとしている。

- ・ リスク・プロファイル、オフサイトモニタリングの充実
 - 各金融機関の個性・特性の日常的・組織的な把握・分析、及び金融機関との認識の共有
 - 不祥事件発生状況、苦情情報、公益通報・内部告発、報道情報等の分析
 - 金融機関の経営トップ、監査法人、顧客等の金融機関内外の様々なレベルの者との対話
- ・ 人材の育成・確保
 - 金融庁・財務局における融資に関する人材の育成・確保
- ・ 情報インフラの整備
 - 融資に関する徴求データ・徴求方法の見直し、情報インフラ基盤・分析手法の高度化
- ・ 品質管理
 - 個別のモニタリングの内部検証の仕組み導入、外部専門家による評価を通じた質の向上

(4) 会計監査人との関係

当局は、融資に関する検査・監督においては、将来を見据えた信用リスクの特定・評価を行う。一方、会計監査は、予想損失等がステークホルダーに正確に伝えられ、有用な意思決定の材料になるために、経営理念等から出発して信用リスクの特定・評価というプロセスを経ると考えられる。信用リスクの財務会計上の償却・引当への反映も、第一次的には経営陣の判断によって行われるが、その会計上の適切性に係る監査は会計監査人の職責である。当局はこの経営陣の判断や会計監査人の専門的意見が、適切なプロセスを経たものであれば、これらを尊重するという考えを示した。

また、検査・監督 DP の意見募集に対する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（以下、「パブコメ」）では、「金融機関と会計監査人との対話内容は、経営陣の判断や専門的意見が信用リスクの特定・評価のプロセスを適切に経たものであることを示す一つの資料」となりうるとされており、対話内容を記録・保存することが望ましいとされている。

なお、日本公認会計士協会は 2020 年 2 月 3 日に「銀行等監査特別委員会報告第 4 号『銀行等

金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針』の改正について」(公開草案)を公表し、検査・監督 DP の公表、検査マニュアルの廃止を受けた見直しを行っており、こちらにも留意が必要だろう。

3. 今後の融資に関する検査・監督の進め方のイメージ

図表 2 今後の融資に関する検査・監督の進め方のイメージ (例)

金融機関の個性・特性(例)	個性・特性を前提とした 当局と金融機関間の実態把握	把握した実態に基づく対話
経営方針等の全体について	今後の経営方針について、経営理念との整合性、足元の貸出先の状況や収益・コスト状況との整合性、融資施策の具体性等に着目する	方針が営業現場でどのように実現され、顧客に付加価値を提供しているかを把握し、金融機関のガバナンスの発揮状況について対話する 方針の実現に寄与している要因、実現を困難にしている要因を具体的に明らかにし、今後の課題を共有する。例えば、融資業務の進め方が方針と相違していても、相違自体を問題にするのではなく、その要因や足元の状況を踏まえた経営陣の今後の方針について対話する
	配賦可能な自己資本が比較的限られている中で、経営方針との整合性やリスクテイクによる収益の見込み等に着目する	実質的な自己資本の水準や資本配賦や収益管理の方針等も踏まえ、例えば、ビジネスモデルの持続可能性について、既存顧客との関係維持、経営陣の意図の浸透、経営戦略・方針が金融機関全体で実現されていく態勢となっているか等の観点から議論していく
自己資本比率を意識して、経費を圧縮するとともにリスクを制御した有価証券運用を行っている	-	-
融資は古くからの関係性の深いコア先との長期的な取引に基づいている	地元コア先の貸出残高は横ばいであるものの、貸出先数が減少している場合、その原因や対応策の実効性に着目する	-
ボラティリティの高い業種を抑制する	業種ごとの過去の貸倒実績や内部格付の遷移状況と外部環境の変化の関係等に着目し、景気変動の影響等を検証する	-
営業店の目利き力向上による地元での中小企業向け融資を伸ばす	顧客との関係性に基づいて、顧客の実態をどのように把握しているのかや、再生支援先の経営改善状況に着目する 中小企業向け貸出に注力するという方針と実際の融資ポートフォリオの状況が一致しているか等に着目する	中小企業向け貸出について、景気変動の影響が小さいことがわかった場合は、顧客特性等や金融機関の内部環境が変化していなければ過去の実績をベースに信用リスクを推計する
業績が悪化した地元のコア先に対しては積極的に再生支援をする方針である	大口貸出が増えている場合、どのような大口与信先が経営に大きな影響を及ぼすと考えているか、大口与信先向け貸出はどのような経営戦略・方針等に基づくものか(事業再生支援を含む)等に着目する(注2)	大口与信先の与信管理については、大口与信先の信用状況や財務状況の把握やモニタリングの状況、信用リスクが高まった場合の対応方針、リスクが顕在化した場合の自己資本への影響の程度等の観点から対話を行う(注2)
地元では人口減少が進んでいるが、不動産賃貸業者向け貸出の割合は高い	-	当該地域の過去の空室率や賃料水準の変動に伴って、貸倒れが増減する傾向があるとわかった場合は、過去の実績に加え、外部環境の変化も考慮して信用リスクを推計し、金融機関が実質的な自己資本や適切な引当の基準をどのように考えているかを対話する
余資運用のため、大都市圏への越境貸出を拡大している	-	既存顧客とリスク特性の異なる新規顧客層(越境貸出等)を開拓している場合には、その特性から想定される信用リスクを推計し、金融機関が実質的な自己資本や適切な引当の基準をどのように考えているかを対話する

(注1) 筆者の私見で関係の強いと考えた項目を横に並べているため、横並びだからと言って必ずしも個性・特性、実態把握、対話の内容が対応しているとは限らない。

(注2) 他の項目にも当てはまりうると考えられる。

(出所) 金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(令和元年12月)より大和総研作成

検査・監督 DP では、当局が融資に関してどのような検査・監督を行うのかを示すために、ある地域金融機関の例を用いて、具体的な対話のイメージを示している（図表 2）。

まず、地域金融機関の個性・特性を前提に、当局と金融機関の間で実態把握が行われる。また、地域のステークホルダーとの対話を通じて、地域経済、競争環境、個別金融機関の取組等の実態把握も行う。このような実態把握に基づいて、どのようなリスクがあるのかを特定・評価し、リスクテイク、収益性を含むビジネスモデルの持続可能性の観点から、対話を行う。

例えば、地域機関に「ボラティリティの高い業種を抑制した上で、営業店の目利き力向上による地元での中小企業向け融資を伸ばしている」という個性・特性がある場合を考える。特に、ボラティリティの高い業種の抑制について、業種ごとの過去の貸倒実績や内部格付の遷移状況と外部環境の変化の関係等に着目し、景気変動の影響等を検証し、実態を把握する。その上で、中小企業向け貸出について、景気変動の影響が小さいとわかった場合は、金融機関の内部環境等が変化していなければ、過去の実績をベースに信用リスクを推計し、対話を行う。

ただし、あくまでもイメージであり、個別の状況や今後の状況の変化に応じて、検査・監督の進め方も変わってくることには注意が必要である。

4. 引当金の見積りにあたっての視点

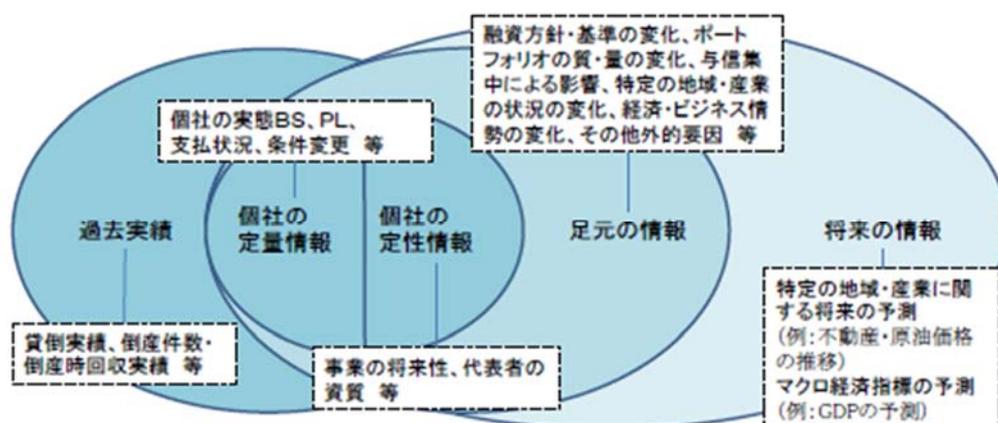
（1）一般貸倒引当金の見積りにあたっての視点

（i）基本的な視点

当局は、引当の見積りの適切性・合理性について、次の4つの観点から評価するとした。

①信用リスクに関する情報

図表 3 信用リスクに関する情報の例



（出所）金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（令和元年12月）より

当局は、金融機関が過去の貸倒実績等や個社の定量・定性情報だけでなく、足元の環境や将来予測情報等の幅広い情報から信用リスクをどのように認識し、対応を検討しているかを評価し

ていくと示した。信用リスクに関する情報として、どの情報をどの程度勘案するかは各金融機関の融資方針や融資ポートフォリオの特性等によって異なる。当局は、金融機関が幅広い情報から認識した信用リスクを自己資本の十分性の検証や融資方針の検討等にどのように用いているかについて対話する。また、信用リスクを経営陣の判断により引当に反映させている場合には、その判断プロセスの妥当性を検証していく。この引当に反映する信用リスクに関する情報は、合理的で裏付け可能である必要があり、また、可能な限り信用リスクの増大・減少につながる情報をそれぞれ偏りなく考慮する必要があると示された。なお、この「合理的で裏付け可能」について、「パブコメ」では、「経営陣が将来予測を判断するために必要な水準であれば足り、情報の網羅的な探索を行う必要はない」、「必要以上に精緻化することは本来の趣旨に反する」とあり、過大なコスト・労力をかけずに合理的に利用可能な情報を意味するとしている。

検査・監督 DP に明記されているわけではないが、将来の情報を信用リスクとして引当に反映するという意味では、IFRS 第 9 号「金融商品」と通ずるところがあると考えられるのではないだろうか。IFRS 第 9 号では、企業は金融商品の種類に応じて、今後 12 カ月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失、もしくは、残存期間にわたって生じうるすべての債務不履行から生じる予想信用損失を引き当てることが求められている。「パブコメ」でも、「IFRS の予想信用損失モデルと同様の考え方に基づいて将来の信用リスクを引当に反映することも考えられる」とされている。

②見積りプロセスの公正性（ガバナンス等）

①の信用リスクに関する情報等が引当の見積りに、公正に反映されているか、経営陣の恣意性が働いていないかということを検証する態勢が担保されている必要がある。取締役会や監査役会等を中心に、適切なガバナンス態勢を構築し、的確な見積りに向けた十分な議論が行われているかを検証していくとされた。なお、米国では、引当の見積りの公平性を確保するため、専門的知見を有する社外取締役が過半数を占めるリスク委員会を設置している。

また、次のような点を含め、経営陣に適切な情報が提供される態勢が整備されているかも検証していくとされた。

- ・ 引当の見積りに関する方針が整備されていること
- ・ 事業部門で偏りや不正なく情報が収集・評価され、リスク管理部門へ共有されていること
- ・ リスク管理部門で多角的な視点から見積りに関する議論がなされ、経営陣に結果が報告されていること
- ・ 経営理念・戦略が末端まで浸透しているか、実効的な内部監査態勢が構築されているかについて評価・検証がなされ、問題がある場合に改善提案が行われていること

③内外の検証可能性

当局は、金融機関が引当の見積りに当たって、自社保有の情報、もしくは外部のデータベースの情報等の経営陣の判断の基礎となる事実と、その事実から見積結果に至る考え方の確認を通

じて、経営陣の判断の適切性・合理性を検証するとした。また、金融機関が引当の見積りに当たって、検証可能性を担保するために、引当の方針や見積方法、見積りの過程等、経営陣の判断プロセスが見えるように文書化しているかを確認するとされた。

④財務諸表利用者にとっての比較可能性

見積りについて、融資ポートフォリオの信用リスクが見える化することで、金融機関の健全性評価だけでなく、投資家の意思決定にも寄与すると考えられる。ただし、引当の見積方法は金融機関によって異なると想定されるため、投資家が財務諸表上の引当額を比較することを可能とするためにも、引当の計上基準に係る注記の記載の充実等が重要となってくる。

(ii) 集約的に見積もることが適切な債権についての考え方

金融機関の個々の債権の数は膨大であり、好調な貸出先であっても不確実性は伴うため、統計的な手法を用いることで全体としての見積りの精度は高まると考えられる。そのため、引当の見積りは集約的な見積りを行うことが合理的であると考えられる。足元や将来の情報を反映する場合は、特異なリスク特性を有する債権群は別グループとした上で、集約的に引当額を見積もるべきであるとされた。

グルーピングは各金融機関によって異なる適切な方法で行われると考えられるが、過度にグループを細分化すべきではない。また、統計的な見積りを行うためのデータが不足する場合は、外部データの活用等を関係者間で検討することもあり得る。グルーピングの例としては、債務者区分の中でのグルーピング（業種、地域、資金用途、貸出商品、メイン先・非メイン先、与信額、内部格付等）や、債務者区分を横断するグルーピング（景気変動等の影響を受けて債務者区分が変動しやすい貸出先を切り出して別グループで評価）が考えられる。

(iii) 個社に帰属しない足元や将来の情報の引当への反映の例

①内部環境の変化

金融機関が、経営環境の変化に適応するため、融資方針、融資審査態勢等を見直した場合、過去の情報から見積もられた確率をベースに必要な修正を行い、こうした内部環境の変化によるリスクの変化を引当に反映することが考えられると示された。

例えば、貸倒実績率法を採用している金融機関において、新たにミドルリスク先融資を推進する方針を採用した等の場合を考えてみる。この場合、そうした貸出先を切り出してグルーピングし、調整の要否を検討することが考えられる。その際、一つの例として、正常先下位について、正常先全体の貸倒実績率ではなく、下位格付の貸倒実績率を算出して債権残高に乗じる等、そのグループの実態に即した引当率を採用することが考えられる。

②外部環境の変化

過去の貸倒実績等による信用リスクの評価だけでは将来の損失を適切に見込めない場合、過去の情報から見積もられた確率をベースに必要な修正を行うことで足元・将来の外部環境の変化を評価し、引当に反映することが考えられると示された。その際、ミクロなもの（特定地域の賃貸不動産の空室率等）とマクロなもの（GDP 成長率、金利等）について、指標の採用や組み合わせに関しては、融資方針や融資ポートフォリオの特性等を考慮して検討することが重要である。まずは既に判明している足元の情報を適切に反映することが重要であり、さらに進んで、将来の指標の変動を予測して引当に反映することも考えられる。ただし、将来の情報は予測を伴うため、このような場合は、予測が合理的な根拠に裏付けられていることを要する。例えば、特定のセグメントが景気変動による影響を受けやすい場合は、そのセグメントを切り出してグルーピングし、外部環境の変化の影響を見込んで引当率の調整等を行うことが考えられる。

③貸出先の信用状態に大きな影響を与え得る出来事

突発的なイベント（大規模な災害、技術革新等による特定産業の構造変化、規制の導入等）による影響を、過去の情報から見積もられた確率をベースに必要な修正を行うことで、引当に反映することが考えられると示された。ただし、イベントによる影響は一時点での見込みであるため、継続的にフォローアップしていくことが重要である。例えば、特定の地域で大規模な災害が生じた場合は、その影響が見込まれるエリアの貸出先をグルーピングして、過去の災害発生時の貸倒実績情報等から当該グループの引当額を上回る額を追加的な引当として計上すること等が考えられる。

(iv) 大口与信先債権についての考え方

引当の見積りに関しては、集合的な見積りを原則とするため、大口与信先についても、個別の産業の動向が複数の事業者に波及する等の場合に、リスク特性が類似する先をグルーピングして、集合的に引当を見積もることが考えられるとされた。ただし、債務者区分が変動しやすく、経営に大きな影響を与えるような大口与信先等、リスク特性が他の貸出先と異なる場合は、個別に引当を見積もることが考えられる。

個別見積りの方法は、DCF 法、PD 法、債権額から市場における売却可能見込み額を減じる方法等が考えられ、方針等に照らして金融機関が適切な方法を選択すべきであると示された。個別見積りをする場合も、過去・現在・将来の信用リスク情報を合理的に可能な範囲で勘案することが求められよう。その際、大口与信先といっても、長年の関係性がある地元の大手企業と、関係性の薄い貸出先を評価する場合で、信用リスクの特性が異なるため、それぞれのリスク特性を勘案して見積りを行うことが重要である。

特に、正常先であっても他の貸出とリスク特性が異なる貸出先には、足元に問題がなくとも、景気サイクルにより将来のキャッシュフローが変動することも考えられ、そのような場合は将来のキャッシュフローの変動性も考慮した見積りを行うことが適切とされた。

(2) 個別貸倒引当金の見積りにあたっての視点

(i) 個別貸倒引当金の対象となる債権の的確な把握

当局は、各金融機関が個別貸倒引当金の対象となる債権を的確に把握し、回収不能見込額について適時に償却・引当を計上する態勢を整備しているかを検証するとされた。破綻懸念先かどうかの判定においては、過去の経営成績等だけでなく、事業の成長性・将来性や金融機関による再生支援等も勘案した、実質的な返済可能性の程度を重視して、貸倒れに至る可能性について評価すべきとされた。

(ii) 個別貸倒引当金の見積方法

破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する各債権は、個々のリスク特性が他の債権と異なるため、個別に引当を見積もることが適切である。破綻懸念先債権の引き当ての見積方法については、予想損失率法、DCF法、キャッシュフロー控除法、債権額から市場における売却可能見込み額を減じる方法等が実務として行われているが、個別貸出のリスク特性や金融機関の方針等にあった方法を採用すべきであろう。例えば、倒産時に金融機関の健全性等に大きな影響を及ぼす大口与信先への引当を見積もる際は、個別に将来のキャッシュフローを見積もる方法が適切と考えられる。

5. まとめ

検査マニュアル廃止後は、従来のような画一的かつ、過去の情報を重視したような検査ではなく、対話に基づいた各金融機関の方針等の特性の把握や、足元や将来の情報を引当の見積り等に反映しているかの検査が重視されるようになる。

2019年12月に検査マニュアルが廃止され、本稿で示した検査・監督DPに基づいた態勢が開始される。金融機関としては、融資や引当の見積りについて、これまでの一律のチェックリストをクリアするやり方ではなく、自行の特性や外部環境、過去・足元・将来の情報をうまく実務に反映することが求められるようになるため、対応をしていく必要がある。

ただし、検査・監督DPは、検査マニュアル廃止以前の実務を否定するものではないことには注意が必要である。検査・監督DPには、別紙として、「自己査定・償却・引当の現状の枠組み」が記載されている。これは、「よりの確な見積りに向けた取組みを検討する金融機関の多くが、検査マニュアル別表にかかる債務者区分の枠組みを出発点とすることが想定されることから、参考として」（「パブコメ」）記載しているものである。また、検査・監督DPには当該文書は、「現状の実務を否定せず、現在の債務者区分を出発点に、現行の会計基準に沿って、金融機関が自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、認識している信用リスクをよりの確に引当に反映するための見積りの道筋を示している」とある。金融機関としては、これまでの実務や別表を出発点に、検査・監督DPの考え方を参考に、今後の実務を考えていくことが望ましい。